

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

|  | ページ |
|--|-----|
| ◇ 規 則  |     |
| ○ 北九州市折尾まちづくり記念館条例の施行期日を定める規則【建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課】 | 2   |
| ◇ 上下水道局  |     |
| ○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（3件）【上下水道局下水道部下水道計画課】   | 3   |

北九州市折尾まちづくり記念館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第12号

北九州市折尾まちづくり記念館条例の施行期日を定める規則

北九州市折尾まちづくり記念館条例（令和3年北九州市条例第23号）の施行期日は、令和4年5月28日とする。

北九州市上下水道局告示第4号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域 |             |
|----------------|-------------|
| 北九州市門司区大字大積の一部 |             |
| 〃              | 〃 大字喜多久の一部  |
| 〃              | 〃 大字田野浦の一部  |
| 〃              | 〃 新門司一丁目の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置                                     | 合流式又は分流式の別 |
|---|------------|
| 北九州市門司区大字大積地内、大字喜多久地内、大字田野浦地内及び新門司一丁目地内の各一部 | 分流式        |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域   |              |
|------------------|--------------|
| 北九州市小倉南区大字石原町の一部 |              |
| 〃                | 〃 上石田一丁目の一部  |
| 〃                | 〃 葛原本町一丁目の一部 |
| 〃                | 〃 下石田一丁目の一部  |
| 〃                | 〃 下南方二丁目の一部  |
| 〃                | 〃 徳力三丁目の一部   |
| 〃                | 〃 中曽根四丁目の一部  |
| 〃                | 〃 長野本町二丁目の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置  | 合流式又は分流式の別 |
|--|------------|
| 北九州市小倉南区大字石原町地内、上石田一丁目地内、葛原本町一丁目地内、下石田一丁目地内、下南方二丁目地内、徳力三丁目地内、中曽根四丁目地内及び長野本町二丁目地内の各一部 | 分流式        |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第6号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域  |
|-----------------|
| 北九州市八幡西区大字笹田の一部 |
| 〃 〃 則松五丁目の一部    |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置                     | 合流式又は分流式の別 |
|-----------------------------|------------|
| 北九州市八幡西区大字笹田地内及び則松五丁目地内の各一部 | 分流式        |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター